

令和 6 年度第 3 回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和 6 年 10 月 7 日（月）

午前 10 時から

場所：知立市役所

第 2・第 3 会議室

■委員出席者（計 15 名、敬称略・順不同）

蔭山英順、高橋敦子、北村信人、松元貴子、霞智子、大島稔、谷田一敏、長谷川依句弥、久米枝里、長村明日香、石田沙織、伊藤邦子、松田斉、瀬古俊之、宇野成佳

■委員欠席者（計 4 名、敬称略・順不同）

豊田かおり、近藤雅明、山本由美子、朝倉信哉

■事務局

健康増進課長 拈石千穂、子ども課長 久留宮康治、子ども課 大橋幸代、河内久佳、池田康利、小林靖之、伊藤彩子、井上誠士

■開会・あいさつ

（事務局：子ども課児童家庭係長）

みなさま、おはようございます。本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の会議は、「知立市審議会等傍聴要領」の規定に基づきまして、会議を公開としております。傍聴者の入場が可能となっておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

また本日は、医師会代表の豊田委員、刈谷市児童相談センターの近藤委員、一般事業主代表の朝倉委員から、事前に欠席の連絡を受けております。

委員総数 19 人のところ、過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第 5 条の規定により、ただ今から令和 6 年度第 3 回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

はじめに、市長より挨拶をさせていただきます。

（市長）

本日も子ども・子育て会議に出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年、国においては「こども家庭庁」が創設され、子どもをまんやかにしたまちづくり、国

づくりをやっていこうということを提唱しています。知立市においては、みなさまにご指導をいただきながら、平成24年に子どもをまんなかにしたまちづくりをしよう、子どもの権利を尊重しよう、そういった理念をもった子ども条例を創設し、今、子どもを真ん中にしたまちづくり、子どもの権利を尊重し、みんなで子どもを支えようといったまちづくりを進めています。

そういった中でこの子ども・子育て会議は重要な位置づけにあり、ご意見・ご指導をいただきながら、子どもまんなかのまちづくりを進めているわけでございます。

その中で例えば、切れ目のない子育て支援ということで、にじいろニコニコ事業が立ち上がっております。産後ケアの支援でありますとか、母子保健支援の相談体制の充実に取り組んでおります。あわせて、3・4か月健診におけるブックスタート、1歳6か月健診におけるプレイウッド事業など、年代に応じての育み支援もきめ細やかにやってきているところであります。

また、学校教育においては、きめ細やかな教育環境をつくろう、子どもたち一人ひとりに目が届く環境をつくろうということで、先生の数を増やしております。国に先駆けて35人学級の実施ですとか、子どもサポート教員の配置などを進めてきているわけでございます。

これからもみなさま方にご指導いただきながら、子どもまんなかのまちづくりをさらに進めていこうという中で、子どもたちを地域でしっかり応援しよう、こういったことも子ども条例の理念であります。地域でも子どもを支えていこうという取組のひとつが、今日資料をお配りしています、ちりゅう子育て応援団です。新規事業として進めております。子どもを応援してくださる事業所さんに登録していただいて、ワッペンなどをお配りしています。授乳スペースですとか、キッズスペースですとか、アレルギー対応メニューなどの配慮をいただいた事業所さんに対して、知立市として協力事業所というかたちで公認をし、ワッペンを配っております。保護者の方がお子さまと安心して散歩や交流ができる、そんな環境づくりにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、学校教育の分野ではコミュニティ・スクールの設置を積極的に進めております。各学校においてコミュニティ・スクールを実施し、先生と地域の方、みんなで子どもを支えていこうとしています。地域においては様々な特技を持った高齢者の方、大人の方がいらっしゃいます。核家族社会において、家庭におじいちゃん、おばあちゃんがいなくても、地域におじいちゃん、おばあちゃんがいる、家庭にお父さん、お母さんがいなくても、地域にお父さん、お母さんがいる、そんな環境をこのコミュニティ・スクールでつくっていけるのではないかと思います。

これから行政として取り組むのはもちろん、地域としても子どもを支えていける環境づくりに向けて、みなさまのご意見・ご指導をよろしくお願いいたします。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

ありがとうございます。続きまして、会長からごあいさつをいただきたいと思います。

(会長)

おはようございます。暑さの厳しい日がだんだんと遠のき、着るものに悩んだりしていますが、こういった時期は風邪をひきやすいので気をつけております。

本日、子ども・子育て支援事業計画を検討していくわけですが、資料をみさせていただいて、うまく実現をしていくといいなあと思うのですが、実際の実施計画と少し乖離があるようにも感じます。あくまで計画と言わず、具体化していくための方策を提示していただくことを我々は要求していきたいと思います。

こうあったらいいということは賛成をしていただけることですが、現実的に検討しないといけないことはもっともとあるわけなので、それぞれの組織や地域の代表のみなさんから積極的にご意見を頂戴し、知立らしい子育て支援の計画ができればよいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

ありがとうございました。会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

会議資料としましては、次第と資料1 第3期知立市子ども・子育て支援事業計画(案)、資料2 知立市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制、資料3 正誤表となります。不足等ございませんでしょうか。

(会長)

正誤表については今確認しておいたほうがよいのではないのでしょうか。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

事前資料として配らせていただいたものからこの正誤表の内容を反映した資料を机の上に置いておりますので、そちらをもとに説明をさせていただく予定です。

(会長)

みなさんは古い資料で事前確認しているのではないのでしょうか。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

では、先に説明をさせていただきます。

《正誤表についての説明》

(会長)

それでは会議を進めてまいります。次の説明をお願いします。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

それではこれより協議事項を進めていきたいと思います。これからの会議の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは協議事項に入ります。第3期知立市子ども・子育て支援事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：子ども課児童家庭係員)

まず、今回の会議において事前資料の送付が会議直前となってしまいましたこと、お詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。この後に説明させていただきますが、今回の会議では法令で定められているいくつかの子育て支援事業に関する見込み量とその提供体制についての協議が中心となっております。しかし、いくつかの事業の見込み量については国から示される予定の算出方法がいまだ発出されていない状況にありまして、資料の作成が遅れてしまいました。

本日の会議では先ほど申しました、法令で定められているいくつかの子育て支援事業について計画期間中における利用量の見込みと定員、当該事業の提供体制を議題の中心としておりますが、その前にまず、前回の7月26日の会議でもみなさまにご確認いただきました、見込み量と提供体制以外の箇所につきまして、会議以降に修正した点に関しての説明をさせていただきます。その後に見込み量と提供体制の協議に入っていただきたいと思います。

ではまず、主な修正箇所について、資料1をご覧ください。

まず、2ページをご覧ください。一番上に計画の位置づけとあり、一番上に知立市総合計画とあります。その下に、「知立市子ども・子育て支援事業計画＝知立市こども計画」としてありますが、その下に「母子保健対策」という文言を追加しています。こちらについては記載漏れとなっております。

次に5ページをご覧ください。知立市の人口の推計についてですが、こちらにつきましては市の最上位計画であり、現在策定中の知立市総合計画の数値と同じものを採用するかたちに修正をしています。

次に23ページをご覧ください。本計画における数値目標のところになります。前回の会議では指標と現状値の数値をお示ししておりましたが、今回は目標値を設定して、お示しをしています。目標値設定につきましては、国のこども大綱で設定している指標と内容が近いと思われる指標を設定しておりますので、目標値についても国の設定を参考としています。

最後に39ページをご覧ください。(2) 思春期保健事業の推進 の「いのちの教育等を活用した指導」の内容の部分になります。前回お示しした計画書案では「コロナ禍で実施でき

なかった学年についても行う」という趣旨の文がありましたが、実施できていなかった学年への実施はすでに終わり過去の出来事に属しますので、その文章を削除しています。

以上が前回の会議以降の主な修正事項となります。

(会長)

今説明していただいた前回の資料からの修正について、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。では、その他の部分について説明をお願いします。

(事務局：子ども課長)

先ほどご説明したとおり、本日は資料1の計画案にあります、52ページ以降、特に55ページ以降のところ、各事業について法令に基づいた今後5年間の量の見込みと確保量の推計について検討していただくことになります。

資料2については、その見込み量をどうやって算出したのか、それを示す詳細の資料となります。たとえば55ページで申し上げますと、教育・保育事業の実績はこれまでの実績となっておりますが、見込み量をどうやって出したのかというところについては資料2に説明をまとめているので、そちらをみていただくかたちとなります。

時間の関係上、すべての事業について詳細な説明をすることはできませんので、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、資料1の55ページの教育・保育事業について、詳細は資料2の2ページになります。大前提として、これらは子ども・子育て支援法の中で、量の見込みを算出さない、ということになっています。国の方からこうやって見込み量を算出してください、というところが示されていますので、大半が国の計算式にしたがって算出をしているところとなります。ただし、算出した値が実態と大きく乖離する場合、実際の値に即して補正をすることが認められています。ですので、国の方針に従って推計値を算出し、乖離が大きいものについては補正を行いました、という流れになっています。

たとえば、資料2の2ページの一番上、3歳から5歳の2号認定については国の示す計算式に従った見込み量と実績はほぼほぼ同じ水準をなっているため、補正は行っておりません。

一方で、3ページの1～2歳の3号認定については、国の示す計算式に従った見込み量でみると実績から300人以上多い数値となってしまいました。ですので、令和2年度～令和5年度の実績から求めた最大利用率に、母親の就労率の増加率を令和7年度以降の利用率とみなして、推計児童数と掛け合わせて見込み量を算出するという補正を行っています。

続いて4ページになります。0歳の3号認定についても今説明したとおり、国の示す計算式ですと実績より多い数値になってしまうため、同じ補正を行っています。

次に5ページになります。ここからが地域子ども・子育て支援事業の見込み量になります。まず、時間外保育事業は実際より200人以上少ない数値となりましたので、令和2年度～令和5年度の利用率を算出し、その最大値を令和7年度以降の利用率として、推計児童数×最大利用率で見込み量を算出しています。ここでは、平均値ではなく、最大値で見込みをし

ています。

続いて6ページでございます。放課後児童クラブですが、国の方針によると100人程度多い推計となりました。しかし、児童クラブについては、登録はするものの全員が実際に利用しているわけではありません。ですので、こちらも利用率を算出して見込み量を算出しており、平均ではなく最大値をもって算出を行っています。

次に7ページをご覧ください。子育て短期支援事業ですが、実績としては相談はあるものの実際の利用はないという状況です。しかしながら、セーフティネットとして整備する必要がありますので、実績では0であります。現行計画と同じ10を見込み量としてあげています。

続いて8ページでございます。地域子育て支援拠点事業については国の示す計算式では2万人以上多い数値となってしまいましたので、実績から各年度の1人当たり利用回数を算出して、その最大値を推計児童数とかけあわせて見込み量を算出しています。

次に9ページ、一時預かり・幼稚園型ですが、こちらは現行計画においても実績値を採用するかたちで算出を行っておりました。ですので、第3期につきましても実績から見込み量を算出しています。

10ページの一時預かり・幼稚園型以外についても同様で、実績から各年度の1人当たり利用日数を算出して、その最大値を推計児童数とかけあわせて見込み量を算出しています。

次に11ページ、病児・病後児保育事業についてです。こちらについても一時預かり事業と同様に実績から見込み量を算出していたものとなります。今回の実績をみていただくと、令和2年、令和3年が少ないという状況にあります。コロナ禍という状況で利用が進まなかったということがあります。令和5年の数値をみるとそこからは大きく増加していますので、見込み量については令和5年度と同程度となるように見込んで、対応していきたいと考えています。

12ページをご覧ください。子育て援助活動支援事業についても実績から見込み量を算出しております。こちらは延べ人数となっておりますが、1人の方がたくさん使うと延べ数は上がっていくということがあります。なかなか数字が減っていない状況にありますので、令和4年度の水準を下まわらないように見込み量を設定しております。

続いて13ページ、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業については、第2次計画においては0歳児人口を見込み量としておりましたので、第3次も同様の設定をしています。

次に14ページ、先に利用者支援事業を説明しますが、こちらがさきほど市長から説明がありました、にじいろニコニコ事業となります。こちらは箇所数を見込みとして記載することになっていますので、これまでとおなじ2か所を見込み量としています。

養育支援訪問事業、15ページの副食費に係る補足給付事業につきましては、こちらも実績からとなりますが、実績から各年度の利用率を算出して、その最大値と推計児童数を掛け合わせるかたちを採用しています。

見込み量については、資料2に基づき説明をさせていただきました。ご不明点等ございましたら、ご質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

今事務局から推計値をどう見込むかということについて説明がありました。この点について何かご質問等ございますか。

(松田委員)

補正後の方がより実績に近い値だということで理解してよろしいでしょうか。そしてその数値が予算に反映されるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：子ども課長)

はい。お答えいたします。まず、子ども・子育て支援法の見込み量については当然ながら実績から算出するものもあります。その次にアンケート結果でニーズ量を問う設問があり、そちらの結果を踏まえたうえでやりなさい、というのが国の方針となっています。ただし、これは課題ではあるのですが、アンケートで得られた回答は一部の方の回答となっていることもあり、ニーズが多くでる傾向があります。予算云々というよりは、実績やニーズを考えてこうしていかなくてはいけない、こういった値を目標としないといけない、というかたちで考えていただければと思います。

(会長)

よろしいですか。

(松田委員)

はい。

(会長)

確認ですが、この数値はこれに基づいてこうなっていくだろうという自覚があって、それに伴う手当、実際的な市の予算配分を決めていくのに非常に根拠となる数値だと考えてよろしいですか。

(事務局：子ども課長)

会長がおっしゃるとおり、今実績がこう、それに基づいて現状はこう分析しているので、こういった事業が必要だという根拠に近いと思っています。

(会長)

つまり、実行がなければどんな複雑な計算をしたとしても意味がないと思います。ですが、市の体制としてはこの計画に基づいて、実際そうなるかどうかは議会で決まるのでわかりませんが、行政側としてはこれに基づいて最大限予算を確保していくという理解でよろしいですか、ということです。

(瀬古委員)

まず、この計画は3月議会に上程する予定ですので、議会の方で議決をいただく計画となります。知立市としても最重要な計画となります。議会の審議がいるということで、重い計画ですので、今会長がおっしゃったように、100パーセント予算の担保があるわけではないのですが、議会の承認を得た計画に基づいて予算要求をしてみたいと思います。

(会長)

もちろんそうです。議会を経たということは十分承知のうえです。そこへの努力として行政側が構えておられるかの確認です。

ほかに何かございますか。

(谷田委員)

国のニーズ調査の仕方と実績では乖離があるので、各自治体で実績をもとに予測の数値を出して補足をするということは説明でよくわかりました。ですが、知立市としてどこに力をいれていくのか、重点にしていくというそういったところが数値の中には反映されているのでしょうか。

(瀬古委員)

数値に関しては市民のニーズに応じた数値ということになりますが、こちらの計画はもとも数量の計画だったのですが、こども計画を含むものとして位置づけを変えています。ですので、見込み量というよりは、計画でふれている取組の内容のほうが、私たちがやっていきたいことになります。

先ほど市長から説明がありましたように、子どもを連れて外にいと良く思われない風潮もあるようで、お子さんを抱えている保護者は外に出づらいということがあります。でもそうじゃないよ、ということで気楽に外に出られるようにしたいという思いがあります。

子育て応援団の話がありましたが、知立市としては子育てを地域で応援する環境をつくりたいというのがあります。数値としてどこに落とし込まれているのかといったところは具体的な示しはないものの、計画の基本としてその部分が要点となります。

(会長)

ほかはいかがでしょうか。

(北村委員)

見込み量はこれからの量をどう調整するかの話だけなので、見込み量について我々が議論することがあるのかという疑問がひとつです。

もうひとつは、この量が知立市の施設としてカバーできているのかどうかということなんです。カバーできていないのであれば、どうするのかという話になりますが、変数をたくさん

掛け合わせた数値を言われても意味がないと思います。

例えば、実際のところ、都市計画の中に宅地調整が入っていると思います。500とか1,000戸とか聞いています。そうなるこの数値は全く合わないことになります。そういうところの政策は反映していかないといけないと思います。

（事務局：子ども課長）

今年度から都市計画が入って開発を予定しているのは事実です。ですが、私ともが知りえる情報ですと、実際にはこの5年間においては事業の承認は得るけれど、実際の工事は当面は進んでいかないのではないかと聞いていますので、現状としては数値には反映をしてはいません。その後は委員のご指摘のとおりですが、この5年間の中ではそういったことはないということで思っています。

（会長）

ほかはいかがでしょう。

ここでひとつ私から確認ですが、国の指示がないのでそれなりの案をだします、とのことでしたが、もし国の指示がでてきて、この案と齟齬が生じたときにはこれはどうなるのですか。

（事務局：子ども課長）

方向性についてはあまりにも乖離がある場合については、こういったかたちの会議を開いてご承認いただく必要はあるかとは思いますが、ただ、軽微のものである場合は、まず、会長さんにお示ししながら、こういった対応をすべきかについてご相談をさせていただければと思っております。

（会長）

手続き的にはこの会議を経て議会に提出すると、それに基づいて予算化をしていくということだと思いますので、この会議は非常に大事な位置づけになっていると思います。私の判断で軽微か重大かということ判断するのは困りますので、変更しないといけないことができましたら会議を開いていただくことにしてほしいです。時間がないというのは理由にはしたくないです。会長だからいいという根拠はどこにもありませんので、私個人としてはそう思っています。

（北村委員）

知立市には誰でも通園制度はありますか。

（事務局：子ども課長）

すみません。後で説明しようと思っていたのですが、新規事業としてあります。

(北村委員)

ここに一時預かりだけありますが、やるのであれば見込み量は必要だと思います。

(事務局：子ども課長)

そうですね。今は既存事業の説明だけをさせていただきました。計画書67ページにあります。令和8年度からの数値を見込みとして出しております。

(市長)

先ほど会長がおっしゃっていた、時間がないから会議は開かないのはおかしいということに対しての回答をお願いします。

(瀬古委員)

この計画は県とのすりあわせが必要となります。11月にその作業が入りまして、その結論が年明け過ぎ、おそらく2月くらいにならないとOKとの返事が返ってこないということになります。3月議会に諮るためには1月中旬には計画を確定しないといけないことがありますので、最後は見切り発車になる可能性もあります。大幅な修正はないはずですが、微調整に関してはあり得る状況です。

(会長)

時間的にやむを得ないということで、私に一任するということにみなさん異論がないようであればお引き受けします。

《一同、賛同》

(会長)

よろしいでしょうか。それでは私の判断でそうさせていただきます。

私からもう一点、この計画は学校教育に関するところがひとつもないのですが、何か理由があるのでしょうか。子どもは未成年の児童ということになりますので、高校生も大学生も含めて考えていくということになります。それこそ勤労青年も含めて子ども・子育て支援事業だと思います。資料1については不登校の問題とかありますと言っていますが、なにも記載がないのはやらないと理解せざるを得ないのですが、そのあたりはいかがでしょう。

(事務局：子ども課長)

本日の事業の見込みについては、子ども・子育て支援法という中で見込み量を出しなさい、となっているところの話となります。ただし、資料1の24ページから51ページのところは、前回様々な意見をいただきながら、こういう事業をやっていくことを示しております。加えて長年ご指摘を受けていたところであり、23ページのところに数値目標を

設定しております。個別の事業の目標を持つよりは、全体の目標を立てる方がよいということで、まだまだ足りないところではありますが、お示しをしております。

（会長）

子育てというと乳幼児期をイメージしがちですが、知立市はそうではないとしてきているわけです。そうすると学校教育課が担当するところも当然ながら計画の中に入れていかなくてはならないです。

特に義務教育課程における子どもたちの問題は乳幼児と同じくらい大事です。スクールカウンセラーの充実を図ります、とありますが、いつ、どのくらい、どのようにするのか、この計画のどこをみてもわからないです。ですから、それを見える化してほしいということです。

名古屋市は常勤のスクールカウンセラーがいるのですが、知立市にはいません。いかにスクールカウンセラーが足りないか、乳幼児期にも相談にのるようなカウンセラーの要望はとても強いと思うのです。ですから、今日は法律に基づく事業の話でしたが、ここはこういうふうにやります、ということがみえないといけないと思います。

（事務局：子ども課長）

進捗管理については、各全事業すべてについてやっておりますが、事業数が多いので、会議において委員の皆様に進捗を確認いただくものについては、事務局で抽出した主な事業を抜粋したかたちでお示しできるようにしていく予定にしています。

（会長）

やっぱり子どもの問題は教育にあります。学校教育だけでなく家庭教育も社会教育もありますが、そういった視点をもう少し持って、福祉課、子ども課だけではなくて、学校教育も含めた、もう少し視野を広げた計画であってほしいと思います。

（瀬古委員）

今ご指摘いただいた点は、私としても欠落していた視点だと思います。スクールカウンセラーについては私ども子ども課では把握できていない状況でありますので、教育委員会とどう連携とれるか一度相談させてください。すぐにお答えできなくて申し訳ありません。

（会長）

ニーズがどれだけ高いのかしっかり押さえてください。総合的にやっていかないといけないと思います。

（市長）

たとえば教育ですと、早期適応教室とか、就学指導の充実とか、個別には行っているものもあります。ただ、今おっしゃったスクールカウンセラーとかそういった視点は私もないと

いけないと思います。名古屋市の例を出していただいたのですが、名古屋市ではスクールカウンセラーに関する具体的な計画があるのですか。

（会長）

私もそこまでは知らないです。

（市長）

何かあればまた教えてください。

（宇野委員）

数字で出すのはなかなか難しいところがあります。拡充していくとか、そういった示し方が多いと思います。目標については学校教育課とか教育委員会の各部署に問い合わせていますので、意を汲んで作成していただいていると思います。

（会長）

知立市は他の市町に比べて、少人数学級にしても、不登校の問題にしても、障害児保育にしても、手当は進んでいるところです。しかし、まだまだ十分でないので、もっと充実していきたいという思いでやっています。すぐく遅れている市と誤解されないようにしてください。

ほかはいかがでしょうか。

（北村委員）

まず、国の施策としては誰一人取り残さないということだと思うので、目標値は100パーセントでなくてはいけないと思います。スケジュール的には5年間で何パーセント、何パーセント、達成できなければ次の年で何パーセントということで動かさないといけないと思います。

次に、スクールカウンセラーについて名古屋大学の先生に聞いたのですが、大学院生がたくさんいて、事例を持ちたいからアルバイトでやりたいという人が多いそうです。

また、結局、援助希求をする訓練をしないと、病気になりました、不登校になりました、カウンセリングではもうだめで、その前で何かあったら相談できるんだという環境、安心感をつくらないといけません。幼稚園では話しやすいけど、学校では、いじめにあっていることなどはなかなか話しにくくなっています（アメリカではカウンセラーがいない人は平常心を保てないという理由でだめだと判断されます。）。日本ではカウンセリングを受けると病気だと思われることも大問題です。そこをなんとかしていきたいので、相談しやすい環境をつくって今のうちに訓練しないといけないと思います。さらに、交通事故より自殺者が多いのはおかしいので、ぜひ計画の中にしっかり入れてやってほしいと思います。

あとひとつはこの計画には少子化対策が全く入っていないので、その視点も必要だと思います。

ます。

(会長)

一度事務局にお返しします。

(事務局：子ども課長)

前もってしっかりお話しできていなかったですが、引き続き資料1の66、67ページをご覧ください。新規事業について説明をいたします。まず、産後ケア事業について、今回法令に基づいて見込み量を算出することになっていますが、知立市ではすでに実施している事業となります。ただ、今回は法令で定められたということになります。先ほどの65ページ以前と一緒に利用実績から最大利用率を算出し、推計児童数にかけ合わせて見込み量を算出しています。

その下の子育て世帯訪問支援事業についても、これまでに類似事業として養育支援訪問事業というものがありました。こちらについては利用者がまったくいない年度もありましたので、この24というものについては、仮に利用者1人として、最大利用日数を見込み量として計上をさせていただいています。1週間で最大2日、1か月で4週×2日の8日、長期ではなく概ね3か月と見込んでたてています。

続いて67ページ、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」になります。こちらについては本事業の対象となります0歳6か月～2歳の推計値から、56ページで示した3号認定の数を差し引いたものを対象児童数としています。その対象児童のうち、実際に利用すると見込まれる割合については、アンケートで未就園児童の預かりニーズをみたところ、13.3%という数字でありましたので、その13.3%を対象児童数にかけると延べ158人という数値がでてきました。ただ、月に10時間という時間をみますと、事実上は1日9人という数値がでてきています。

妊婦等包括相談支援事業につきましては、出生見込み数に対応するというかたちで見込み量を算出しています。

以上が説明となります。

(会長)

それではほかに特になければこれで閉会にしたいと思います、いかがでしょうか。

(副会長)

一言だけよろしいでしょうか。今日の説明を聞いていますとすべてにおいて、障害児ではない一般の子どもさんが対象となっているように思います。障害のある子どもさんがこういった事業を利用すると考えると見込み量は随分変わってくると思うのです。

私たち社協の方でも障がいのある子どもをお持ちのお母さんとかかわることがありますが、そういったお母さんは行政に働きかけることもあります、どちらかといえば自分たち

でなんとかしようという気持ちがとても大きいです。障がい児に関する相談も増えているのでそういったあたりも配慮いただければと思います。

（事務局：子ども課長）

ご要望ありがとうございます。繰り返しになりますが、本日の部分は法令に基づく量の見込みというところでありまして、それ以外の個別事業で対応をさせていただいております。

まずは入所の条件等、そういったところで受入れができるように進めていきたいと思っています。

（会長）

推計の大きな問題は実績から推計しているというところです。背景に隠れている人たちのニーズが反映されにくいということにあります。ただ、把握が難しいこともあるのですが、本当の福祉はそういったところをしっかりとみていかないといけません。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

（事務局：子ども課児童家庭係長）

本日は誠にありがとうございます。会議の中でもお話しがありましたが、今後の流れに関しまして、今一度説明をいたします。まず、計画案について愛知県と協議をいたします。その後パブリックコメントを実施しますが、12月中旬から1か月間を予定しています。

今後大きな変更がある場合はみなさま方にまたお集りいただくことになるかもしれませんが、スケジュール的に厳しい場合は会長にご相談させていただく方向で進めたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。